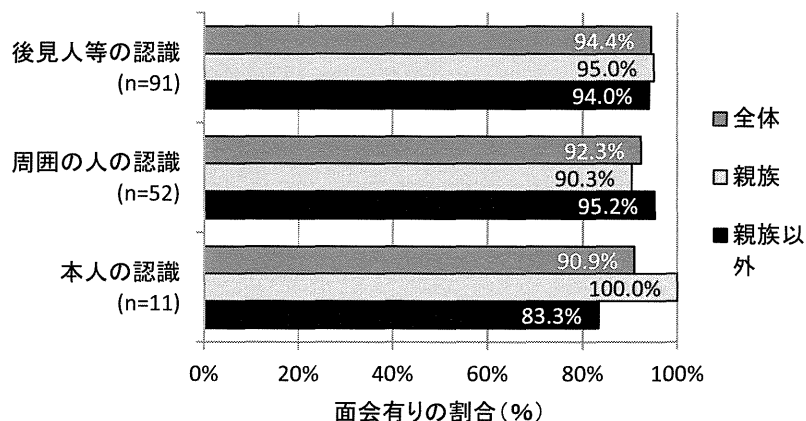


最後に、本人の要請に基づく後見人等の面会の有無（本人が呼んだときに、後見人は来てくれたか否か）に対する認識を見てみる（図 14-4）。

[図14-4] 要請に基づく面会の有無に対する認識



すると、いずれの後見関係者も非常に高い割合で（全体の9割前後の人が）肯定的な認識を持っていた。すなわち、ほとんどの本人やその周囲の人は、「自分が呼んだときに後見人は来てくれた」と考えており、また、ほとんどの後見人も、「呼ばれたときには本人に会いに行った」と考えている。

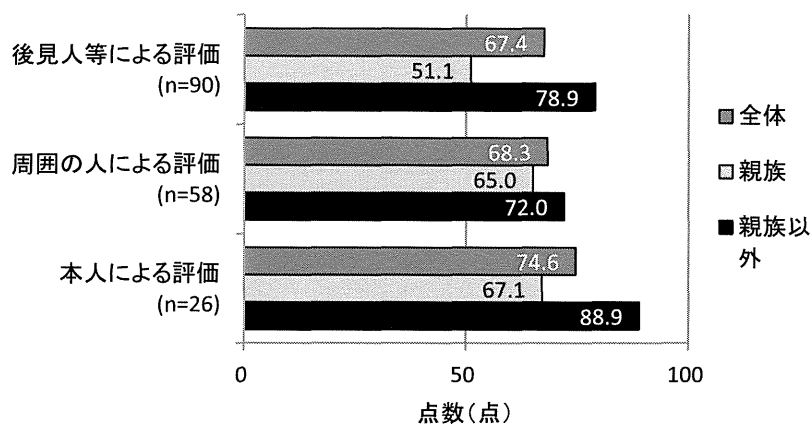
### 14.1.3. 本人等とのコミュニケーションについての評価

次に、後見人等と後見関係者とのコミュニケーションに関する、後見関係者の評価を見てみる。

まず、後見人等と本人とのコミュニケーションがうまくとれているかどうか、に関する評価についてである（後見人等、周囲の人、本人それぞれに、100点満点で点数をつけてもらった）。

図 14-5 をみると、後見人の業態によってその評価にやや差が生じていることが分かる。すなわち、第三者後見においては、すべての後見関係者において、後見人等は本人とコミュニケーションをうまくとれているとして、その評価が高い（80点前後の平均点）。これに対し、親族後見においては、いずれの評価もこれよりやや低く、50～60点台の平均点となっている。さらにそのなかでも、親族後見人自身の評価が最も低くなっている（51点の自己評価）。

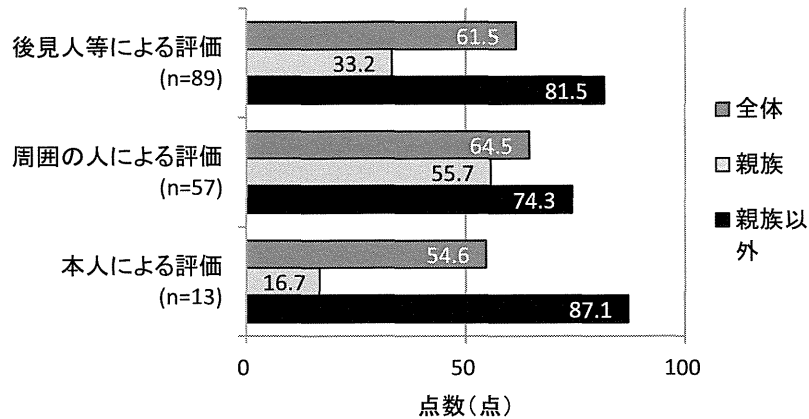
[図14-5] 本人とのコミュニケーションに対する評価



次に、後見人等は本人との間で、後見に関する協議（本人の要望を聞くなど）・連絡・業務の報告等をどのくらい行っているか、についての評価をしてみる（図14-6）。

すると、各業態ごとに、また各後見関係者ごとに、その評価に大きなばらつきが出た。

[図14-6] 本人との協議・報告等に対する評価



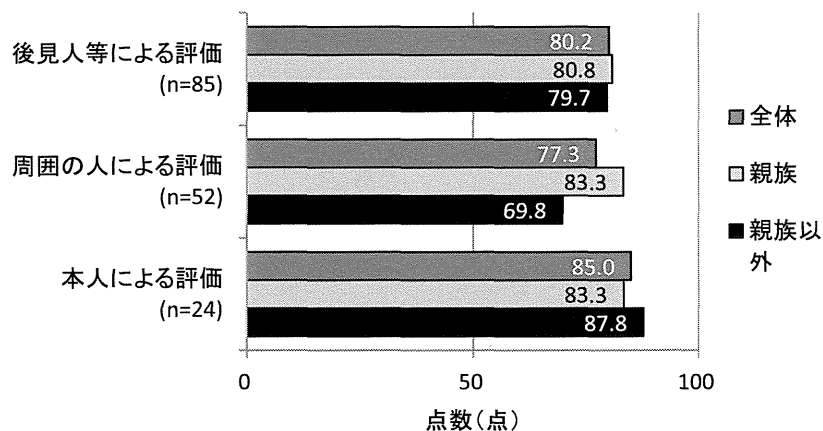
まず、全体的な傾向として、第三者後見においては、いずれの後見関係者の評価も総じて高く、80点前後の評価（必要な連絡は8割方とれている）となっている。一方で、親族後見においては、全体的に評価は低く、後見人自身の評価は33点、本人の周囲の人の評価は56点、本人の評価に至っては17点となっている。

このことから、第三者後見においては、（第三者であるがゆえに）後見業務についての協議や報告等が十分に行われ、そのことが本人や周囲の人にも評価されている反面、親族後見においては、（親族であるがゆえに）後見業務に関する協議や報告等はやや軽視されているのだと考えられる。そしてそれにより、後見人自身も協議等が不十分であるとの認識を持ち、また本人やその周囲の人もやや不満を感じる結果になっているのだろう。

次に、後見人等と本人の親族（家族）とのコミュニケーションについての評価をしてみる（図14-7）。

すると、いずれの業態においても、またいずれの後見関係者においても、後見人等と本人の親族

[図14-7] 親族とのコミュニケーションに対する評価

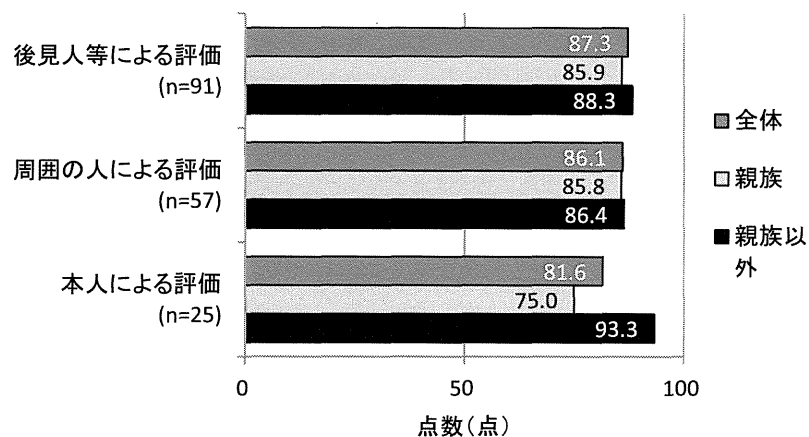


との間のコミュニケーションはかなり良好（平均点 70 ～ 80 点台）であると評価されている。

最後に、後見人等と、医療・介護・福祉従業者等との連携についての評価をしてみる（図 14-8）。

すると、ここでも、いずれの業態においても、各後見関係者の評価は非常に高くなっている（平均点 70 ～ 90 点台）。

[図14-8] 医療・介護・福祉従事者との連携に対する評価

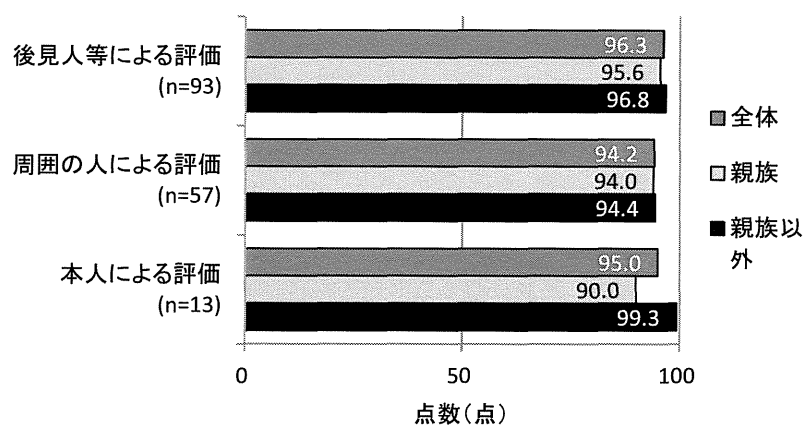


#### 14.1.4. 後見業務についての評価

続いて、後見人等の各後見業務に対する、後見関係者による評価をしてみる。

まず、後見人等が、本人の利益を保護するために業務を行っているかどうか（逆にいえば、自分の利益のために業務を行っていないかどうか）についての評価をしてみる（図 14-9）

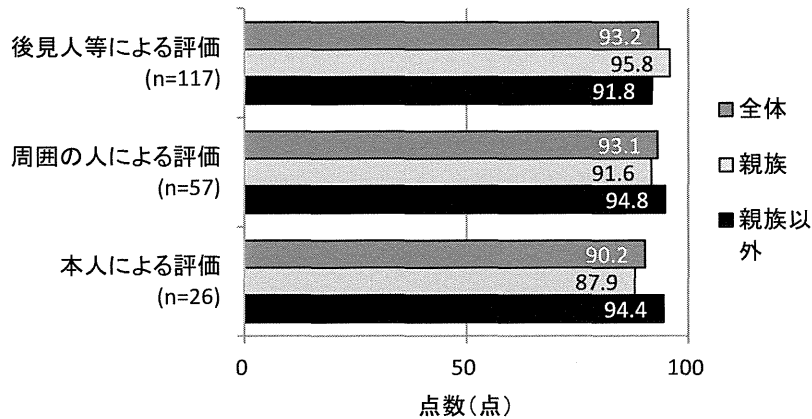
[図14-9] 本人の利益の保護に対する評価



ここでは、（当然のことながら）後見人自身による自己評価がほぼ 100 点であることを筆頭に、いずれの業態においても、本人およびその周囲の人の評価は非常に高くなっている（90 点以上の評価）。

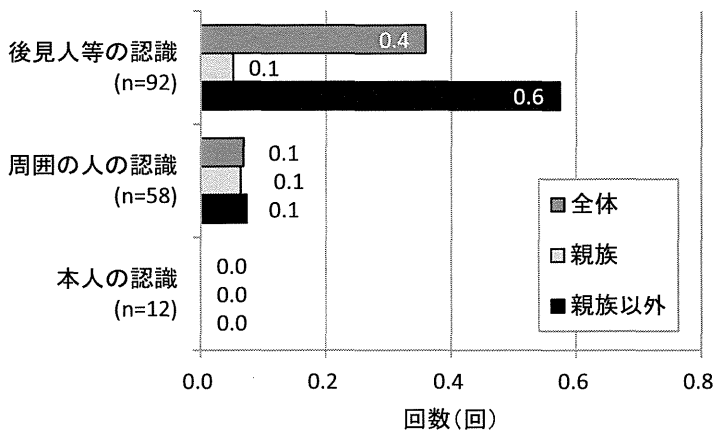
次に、後見人等が本人の財産管理（預貯金の管理、施設料金や生活費の支払い等）を適切に行っているかどうか、に関する評価をしてみる（図 14-10）。

[図14-10] 財産管理の適切性に対する評価



するとここでも、後見人自身の自己評価がほぼ 100 点であることを筆頭に、いずれの業態においても、本人およびその周囲の人の評価は非常に高くなっている（90 点前後の評価）。

[図14-11] 不適切な財産管理に対する認識

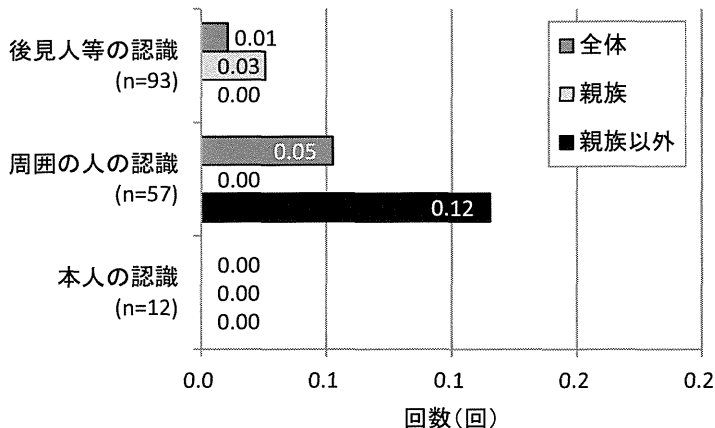


次に、後見人等による、不適切な財産管理、および不正な財産管理についての評価を見てみる。

まず、後見人等が、これまでに不適切な財産管理（必要な支出を行わない、不必要な支出を行うなど）をどのくらい行ったことがあるかについて、各後見関係者の評価を尋ねた。すると、いずれの業態および後見関係者においても、その回数のごくわずかであり、不適切な財産管理はほとんど行われていないと認識されていた（図 14-11）。

しかし、第三者後見人の自己評価においてのみ、やや高く、0.6 回となっており、非常にまれながらこうしたケースも存在することが確認された。

[図14-12] 不正な財産管理に対する認識

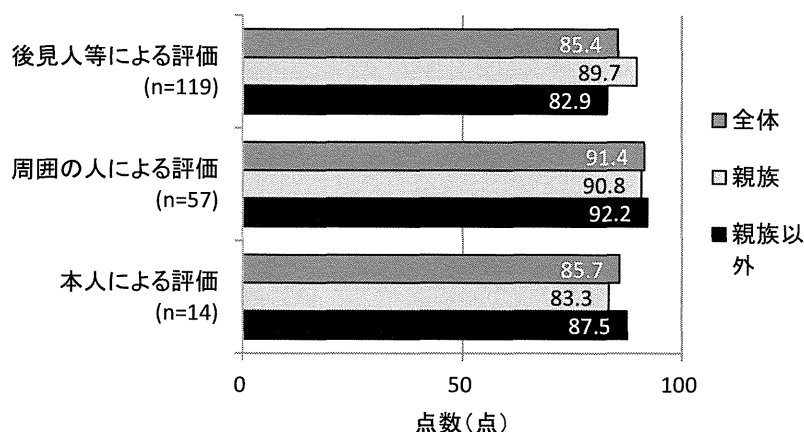


また、後見人等が、これまでに不正な財産管理（本人のお金を使い込むなど）を行ったことがどのくらいあるかについて、同じく尋ねたところ、いずれの業態および後見関係者においても、ほとんどそうしたことはないと認識されていた（図 14-12）。

次に、後見人等が、本人が医療・介護・福祉等の各種サービスを受けるための手配や手続等（法律行為としての身上監護）を適切に行っているかについての評価をしてみる（図 14-13）。

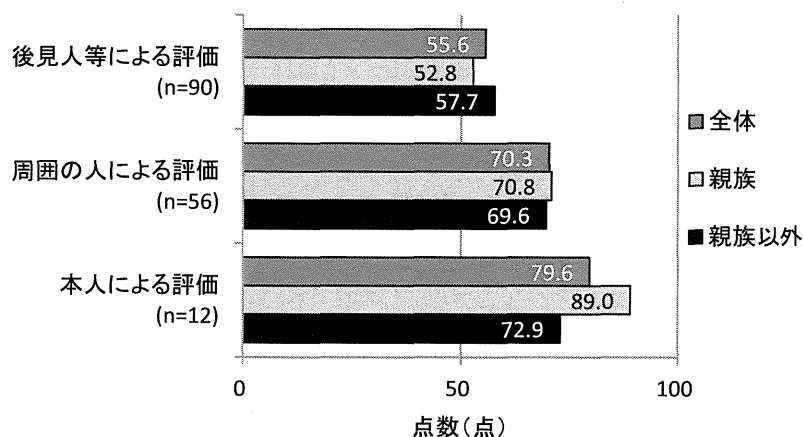
すると、こうした身上監護の業務については、いずれの業態においても、またいずれの後見関係者においても、その評価（平均点）は 80 ～ 90 点と非常に高かった。

[図14-13] 身上監護の適切性に対する評価



続いて、後見人等が、本人の身上監護を、入所施設や医療・介護・福祉事業者等に任せきりにせず、主体的に行っているかどうかについての評価をしてみる（図 14-14）。

[図14-14] 身上監護における主体性に対する評価



するとここでは、各後見関係者によってその評価にかなりの違いが生じた。

まず、後見人自身の自己評価は、平均点にして 50 点台と、決して高いとはいえず、本人の身上監護を他の関係者に任せきりにしている面がある、と認識していることが明らかになった。これに比べ、本人の周囲の人の評価はやや高く、約 70 点であった。本人の評価はさらに高く、親族後見人に対しては 89 点、第三者後見人に対しては 73 点の高評価であった。

なお、上述の「身上監護の適切性」に関する評価と比較すると、この設問に対する評価（特に後見人等や本人の周囲の人の評価）が低くなっている点が注目される。これは、後見人等や周囲の人が、本人が医療・介護・福祉等の各種サービスを受けるための手配や手続等を、文字通り手続上はも

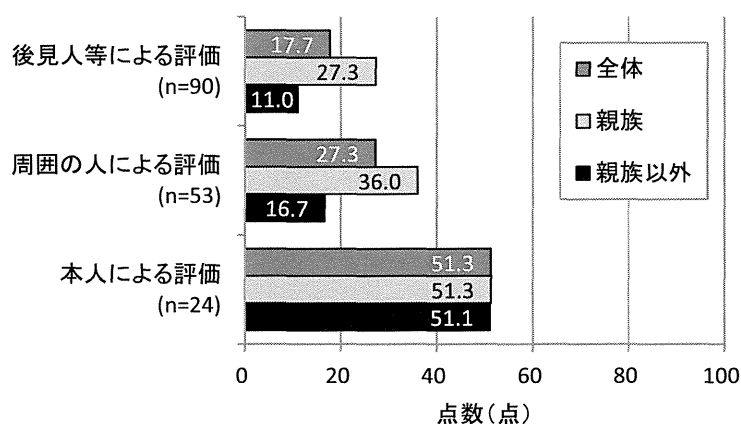
れなく行っていると評価しているものの、本人がいざこうした施設に入所したり各種サービスを受けるようになったときに、いわば権利擁護の側面も含めて積極的に身上監護を行っているかどうかについては、やや不十分な面があると評価していることを示しているといえよう（手続的な身上監護に対する高評価と、実質的な身上監護に対する不満）。

#### 14.1.5. 本人の身上監護（事実行為）についての評価

次に、後見人等による、本人の身上監護（事実行為）についての評価を検討する。

まず、後見人等による、本人の家事支援（買い物、食事の用意、掃除等）についての評価を試みる（図 14-15）。

[図14-15] 本人の家事支援に対する評価



すると、親族後見および第三者後見の双方において、本人の評価が最も高く（51点の評価）、必要と思われる支援は一定程度行われていると評価されていた。

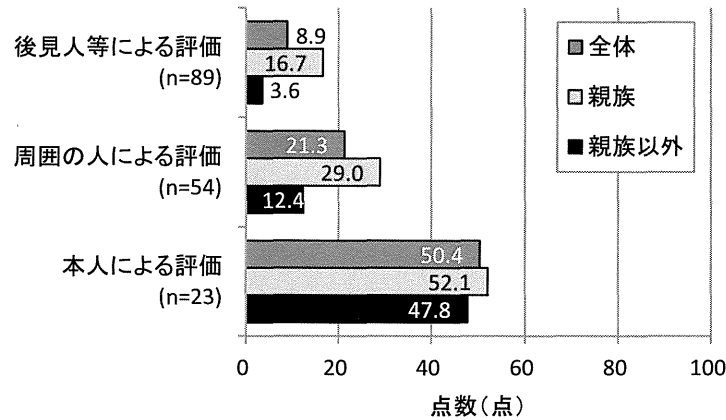
一方で、後見人等の自己評価、および本人の周囲の人の評価は、かなり低い水準にとどまっている。まず親族後見においては、周囲の人の評価が36点、後見人等の自己評価が27点となっている。さらに第三者後見においては、周囲の人の評価が17点、後見人の自己評価が11点となっており、家事支援はほとんど行われていないという評価となっている。

後見業務においては、事実行為としての身上監護はその業務に含まれておらず、本来全く行わずともよいものである。したがってその意味では、上述の評価の低さ（特に第三者後見人に対して）は妥当なものであると考えられる。ただ、その中で本人の評価が比較的高くなっているのは、本人が後見人の業務全般に対して基本的に高い評価を行う（あるいは、否定的な評価は行わない）傾向にあり、当設問についてもこうした傾向を反映しているものと思われる。

次に、後見人等による、本人の介護（食事・移動・排泄・入浴の介助等）についての評価を見る（図 14-16）。

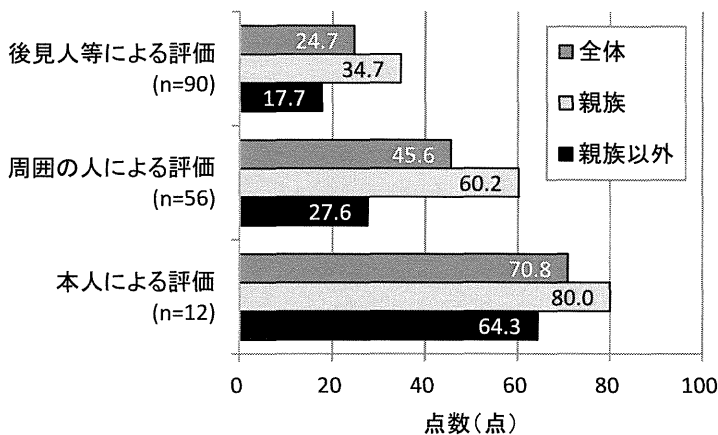
するとここでも、本人の評価が、親族後見、第三者後見いずれにおいても比較的高く、平均点にして50点前後となっている。その一方、やはり後見人自身や、本人の周囲の人の評価は低く、いずれも30点未満の評価であり、特に第三者後見において低い評価となった。

[図14-16] 本人の介護に対する評価



最後に、後見人等による、本人の豊かな生活のための支援についての評価を見る（図 14-17）。

[図14-17] 豊かな生活のための支援に対する評価



ここでも、上述の2つの身上監護（家事支援と介護）と同様の傾向が見られるが、全体的にその評価は、上述の2つよりも高くなっている。特に、親族後見においては、本人の評価が80点、本人の周囲の人のそれが60点、後見人自身の自己評価についても34点と、一定の高さとなっている。

以上、身上監護（事実行為）に対する評価について簡潔にまとめると、次のようになる。

すなわち、①身上監護（事実行為）に対する評価は、他の業務に対する評価に比べて全体的に評価が低い、②だが、本人だけはその評価が比較的高い、③第三者後見人より親族後見人の方が評価が高い、という傾向がみられる。

この点、親族後見人は、通常、親族として、本人の世話や支援などを日々行っており、そうした点も含めて全体的に捉えられることによって、結果的に評価が高くなっているのではないかと考えられる。

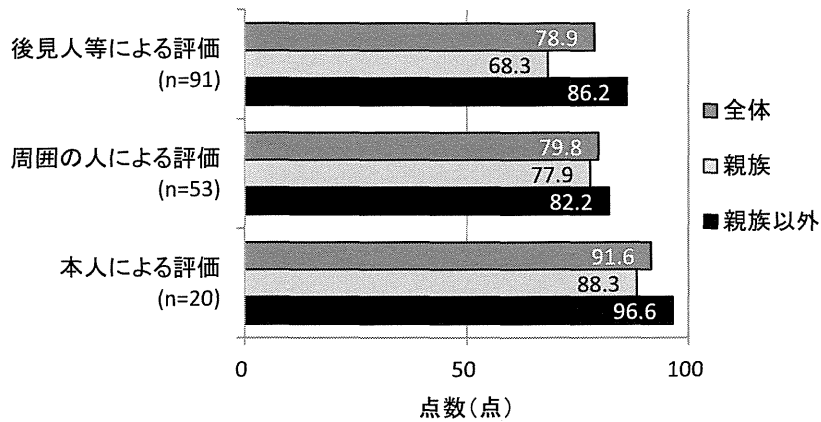
また、この身上監護（事実行為）は、本来後見業務には含まれないものであるため、その評価が低いからといって、ただちにその後見人の適性が問題にされるわけではない。

#### 14.1.6. 後見活動の効果についての評価

次に、後見人等による後見活動の効果についての、後見関係者による評価を見てみる。

まず、後見人等が後見活動を行うことによって、本人の生活状況が良くなったかどうかについての評価を見る（図 14-18）。

[図14-18] 本人の生活状況の改善に対する評価

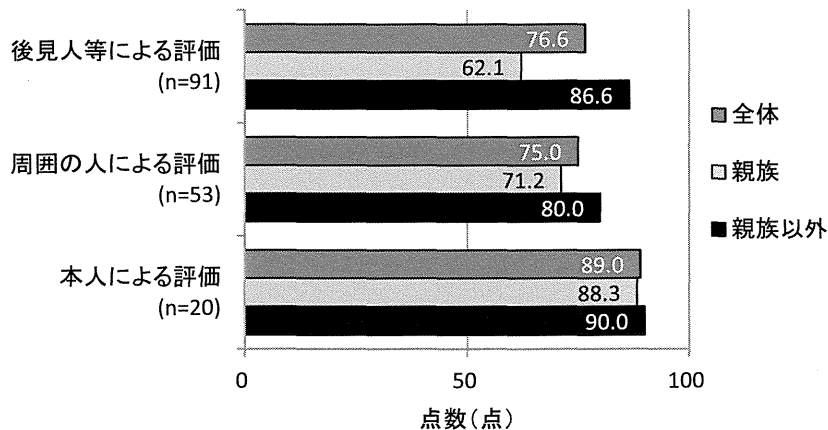


ここでも、本人の評価は、いずれの業態においても高く、平均点で90点前後の高評価となっている。また、本人の周囲の人と後見人等の評価においても、全体的に70～80点台の高めの評価となっている（ただ、親族後見人の自己評価が相対的に若干低め（68点）となっている）。

このことから、後見関係者においては、全般的に、後見人等の活動によって本人の生活状況は改善されている、と評価していることが分かる。

続いて、後見人等が後見活動を行うことによって、本人の精神状態は良くなったかどうかについての評価をしてみる（図14-19）。

[図14-19] 本人の精神状態の改善に対する評価



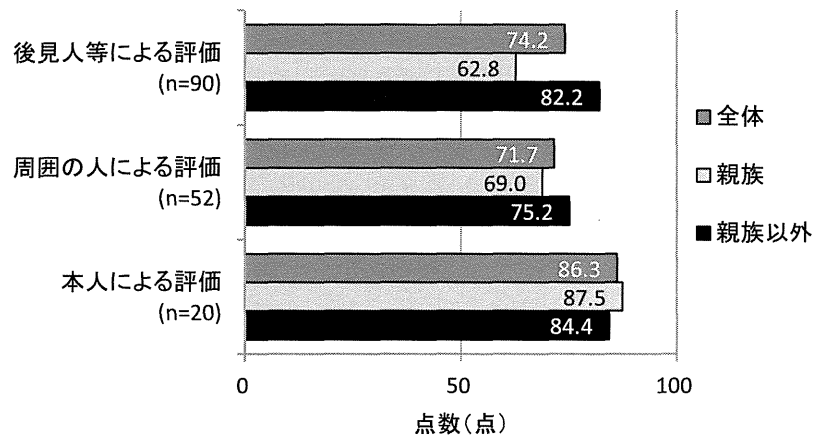
すると、ここでも親族後見人の自己評価が若干低いものの（62点）、全体的に後見関係者の評価は高め（70～80点台）となっており、なかでも、本人の評価は最も高くなっている（90点前後）。

このことから、後見人等の活動は、本人の物理的な生活状況のみならず、精神状態に対しても良い効果をもたらしている、と評価されていることが分かる。

続いて、後見人が活動を行うことによって、本人の身体状況が良くなったかどうかについての評価をしてみる（図14-20）。



[図14-20] 本人の身体状況の改善に対する評価



するとここでも、全体的に本人の身体状況が改善に向かったと評価されていることが分かる。

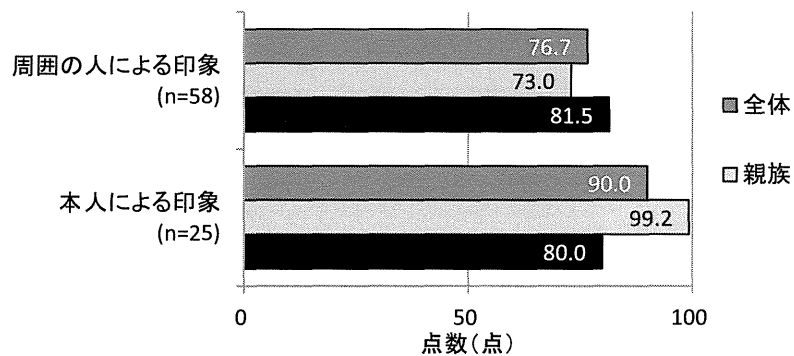
本来、後見業務は本人の精神状態や身体状況を直接改善させるような、事実行為としての身上監護（介護や医療行為等）を行うものではないが、後見活動によって、本人を取り巻くさまざまな状況に何らかの手が打たれること（財産管理の問題や生活状況の改善等）によって、本人の精神状況や身体状況が良い方向に進んでいると、後見関係者によって捉えられているものと考えられる。

#### 14.1.7. 総合的評価

最後に、後見人等に対する、後見関係者による総合的な評価について見てみる。

まず、後見人等に対する印象についての評価を見てみる（図 14-21）。

[図14-21] 後見人等に対する印象

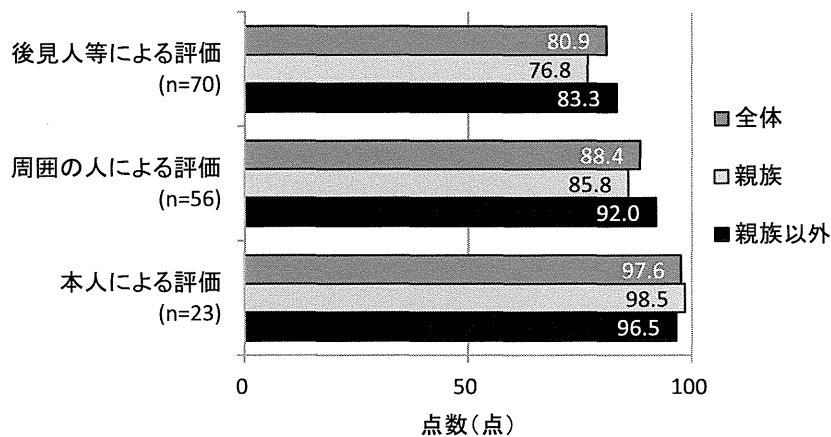


すると、まず本人においては、親族後見人に対する評価がほぼ 100 点となっている。また、第三者後見人への評価はこれよりやや下がるものの、それでも 80 点の高い評価となっている。一方、本人の周囲の人においては、本人の評価よりも全体的に若干下がり、親族後見においては 73 点、第三者後見においては 82 点の評価となっている。

このことから、本人やその周囲の人は、後見の業態に関わらず、後見人等に対しおおむね良い印象を持っていることが分かる。

最後に、後見人等の仕事ぶりに対する総合的評価を見てみると、ここでも全体的に、概ね高い評価となっていることが分かる（図 14-22）。

〔図14-22〕 後見人等の仕事ぶりに対する総合的評価



これまで見てきた、具体的な業務についての評価と同様、ここでも後見人自身の自己評価が相対的に若干低く、本人の評価が最も高くなっている。とはいえ、いずれの業態においても、後見関係者はおおむね後見人等の仕事ぶりに満足していることがうかがえる。

以上の評価に関する全体的な傾向についてまとめると、次のようになる。

まず業態の違いによる評価の差として、親族後見人に対してよりも、第三者後見人に対しての方が、評価が高くなる傾向にあった。

また、評価者の違いによる評価の差としては、本人による評価が特に高くなる傾向にあった。

この点については、おそらく（自分の親族ではなく、赤の他人である）第三者が後見人として世話をしてくれているという事実そのものに対して、本人（やその周囲の人）から高い評価が与えられている可能性が考えられる。もし仮にそうだとすると、第三者後見人に対して評価が高くなるという全般的傾向は、第三者後見人の活動内容に対する評価というよりも、むしろ第三者（他人）がわざわざ面倒をみてくれているという事実そのものに対する感謝を強く反映していることが考えられる。

また、別の観点から言うと、親族後見の場合、親族が本人の面倒を見るのはむしろ当然であるという思いが、本人（やその周囲の人）の評価を相対的に低下させていることも考えられる。

さらに言うと、本人による評価が特に高いという全般的傾向は、上記の理由に加え、後見人に対して自分の財産から報酬が支払われていることを、本人が明確に認識していないことが、その要因の1つになっている可能性もある（逆に言うと、赤の他人が無料で自分に奉仕してくれているという認識が、本人の高い評価につながっているのかもしれない）。

## 14.2. 後見人への評価（本人〔重度〕による評価）

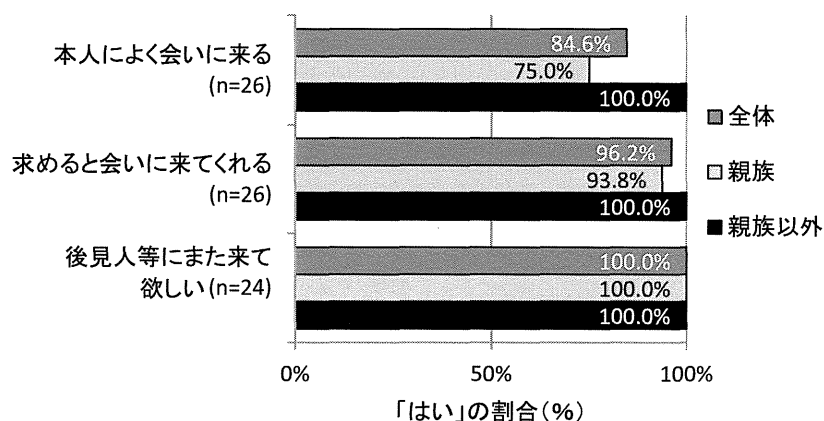
ここまで、後見人等、本人（軽度）、周囲の人の3者による評価について見てきたが、以下では、症状が重度の本人による評価について見ていきたい。なお、この本人（重度）に対する調査では、本人の判断能力に鑑み、設問の内容をより簡単なものにしたうえで、いずれも二択（はい・いいえ）

による回答形式で行っている。

#### 14.2.1. 本人との面会についての評価

はじめに、後見人等との面会状況に対する本人の認識について見てみる（図 14-23）

[図14-23] 本人との面会状況に対する認識



まず、面会の頻度（本人によく会いに来るかどうか）についてである。この点、親族後見においては事案全体の75%、また第三者後見においては全てのケースにおいて、「本人によく会いに来る」との評価であった。

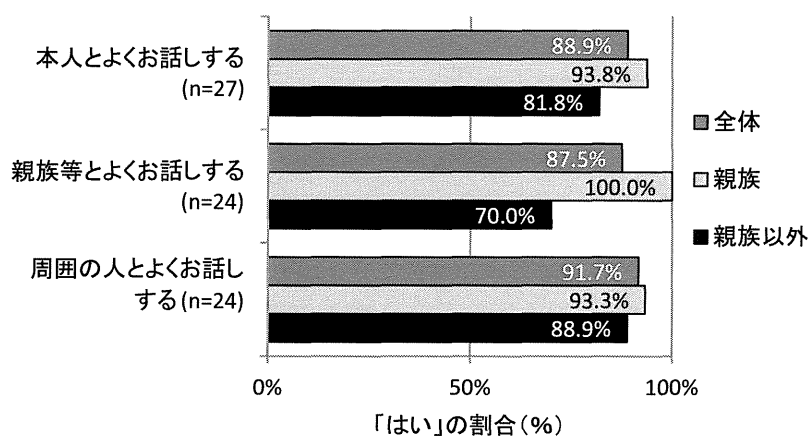
次に、本人の要請に基づく面会（求めると会いに来てくれるかどうか）については、ほぼすべての本人が、呼ぶと後見人は会いに来ると評価していた。

最後に、後見人にまた来て欲しいかどうかについて尋ねると、すべての業態において、全員が「また来て欲しい」と答えており、本人（重度）は後見人等との面会を強く求めていることが分かる。

#### 14.2.2. 本人等とのコミュニケーションについての評価

次に、後見人等と後見関係者とのコミュニケーションに対する、本人（重度）の評価について見てみる（図 14-24）。

[図14-24] 本人とのコミュニケーションに対する評価



まず、後見人等が、本人とコミュニケーションをとる頻度（本人とよくお話するか）についてである。この点、親族後見においては全体の94%、第三者後見においては82%の本人が、「よく話をする」と評価している。

次に、後見人等が親族等とコミュニケーションをとる頻度（親族とよくお話するか）についてである。この点、親族後見においては全員が、「よく話をする」と評価している一方、第三者後見においてはその評価は全体の70%とやや低かった。

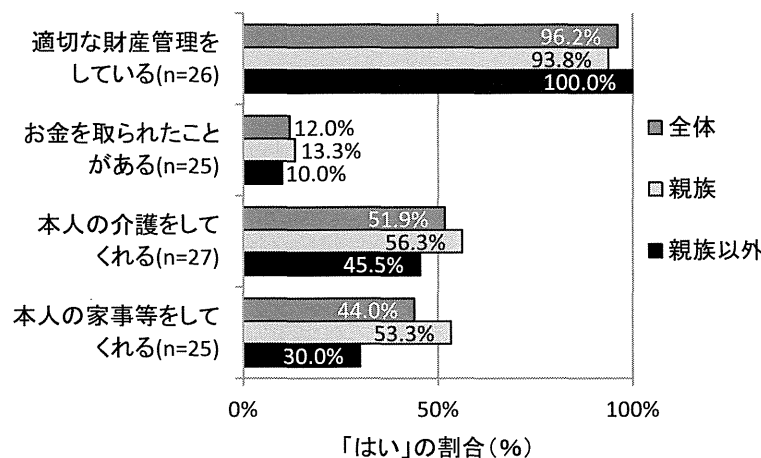
最後に、後見人等が本人の周囲の人とコミュニケーションをとる頻度（周囲の人とよくお話するか）については、いずれの業態においても、90%前後の本人が「よく話をする」と評価していた。

これらのことから、後見人は後見関係者とおおむね頻繁にコミュニケーションをとっていると、本人は感じており、特に親族後見においてはそう評価する割合が高いことが分かった。

### 14.2.3. 後見業務についての評価

次に、後見人等による後見業務の態様に対する、本人（重度）の評価について見てみる（図14-25）。

[図14-25] 後見業務の態様に対する評価



まず、後見人等による本人の財産管理の適切性についての評価を見ると、本人のほぼ100%が、後見人等は適切に財産管理を行っている」と評価していた。

次に、後見人等による財産管理上の不正についての評価を見ると、全体の12%の本人が「後見人等によってお金を盗られたことがある」と認識していた。

このように、財産管理全般の適切性については非常に高い評価が与えられているが、これが具体的な金銭の扱いになると、本人によって疑念が持たれるケースも若干数見られた（しかしこれはもしかすると、本人の単なる被害妄想なのかも知れない）。

次に、後見人等による本人の身上監護（事実行為）への評価についてである。

まず、後見人等が本人の介護をしてくれる、と評価しているのは、本人全体の52%であった。さらに、後見人等が本人の家事等をしてくれる、と評価しているのは、さらに減って、本人全体の44%（親族後見においては53%、第三者後見においては30%）であった。

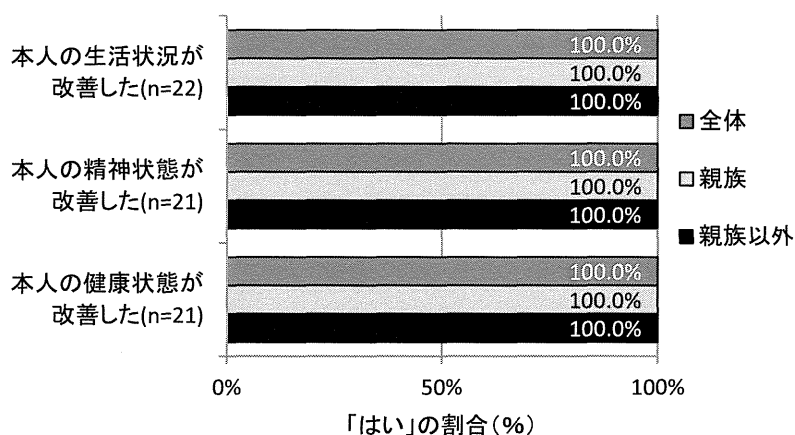
このように、後見人の身上監護（事実行為）に対する本人の評価は比較的低いですが、このことは、

後見人（特に第三者後見人）は、基本的に事実行は行わないという実態を反映したものと考えられる。

#### 14.2.4. 後見活動の効果についての評価

次に、後見人等による後見活動の効果に対する、本人（重度）の評価について見てみる（図 14-26）

[図14-26] 後見の効果に対する評価



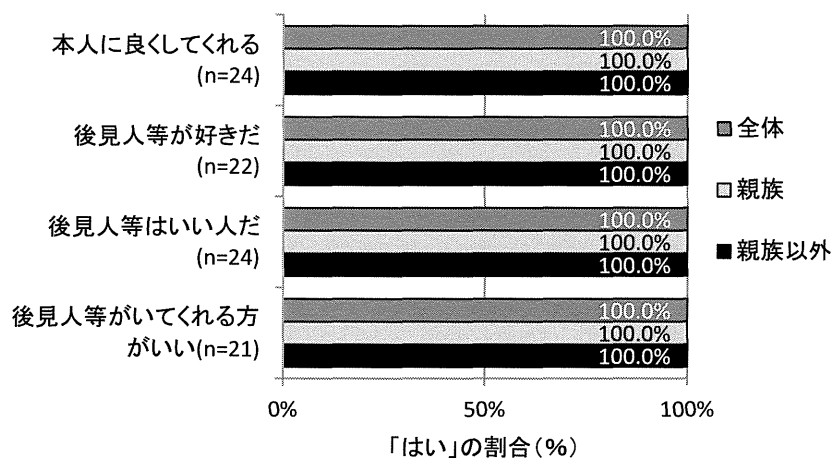
まず、後見人等が後見活動を行うことによって、本人の生活状況が改善されたかどうかについて見てみると、本人の全員（全業態）が、「良くなった」と評価している。さらに、本人の精神状態が改善されたかどうか、そして、本人の健康状態が改善されたかどうかについても、全員が「良くなった」と評価している。

このように、本人は後見人等の活動の効果についても非常に満足していることが分かる。

#### 14.2.5. 総合的評価

最後に、後見人等に対する、本人（重度）の総合的評価について見てみる（図 14-27）。

[図14-27] 後見人等に対する総合的評価



すると、「本人に良くしてくれる」、「後見人等が好きだ」、「後見人等はいい人だ」、「後見人等がいてくれる方がいい」のいずれの設問についても、否定的な評価は一つもなく、後見人等の態度、相性、人格等の全てにおいて、本人は肯定的であることが分かった。

なお、以上の本人（重度）による評価については、単純な二択による回答であること、また、実際に本人が自ら回答したというよりも、周囲の人等が本人に質問の内容を問いかけ、本人の返答を代筆したケースも多いと見られることから、おそらくかなり単純化され、ある意味極端な結果となっている可能性も考えられる。

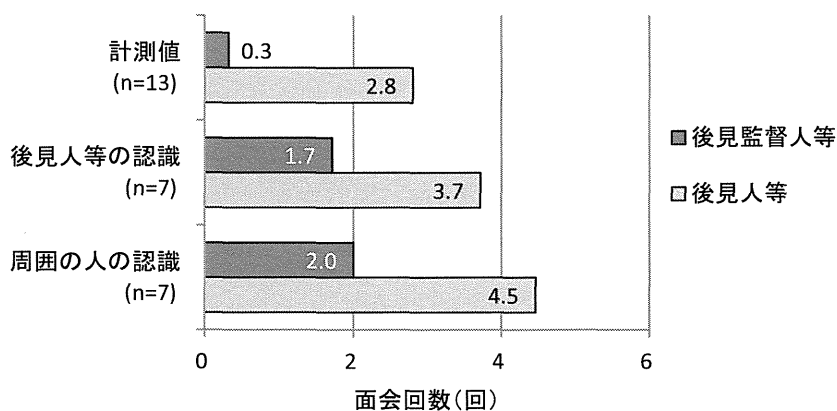
### 14.3. 後見監督人への評価

ここでは、後見関係者（後見人等、本人の周囲の人（第三者））による、後見監督人等への評価について概観する。なお比較のために、既に見た、後見人等への評価についても示しておく。

#### 14.3.1. 本人との面会についての評価

まず、後見監督人等による、本人との1年あたりの面会回数について見てみる（図14-28）。

[図14-28] 後見監督人等の面会回数に対する認識



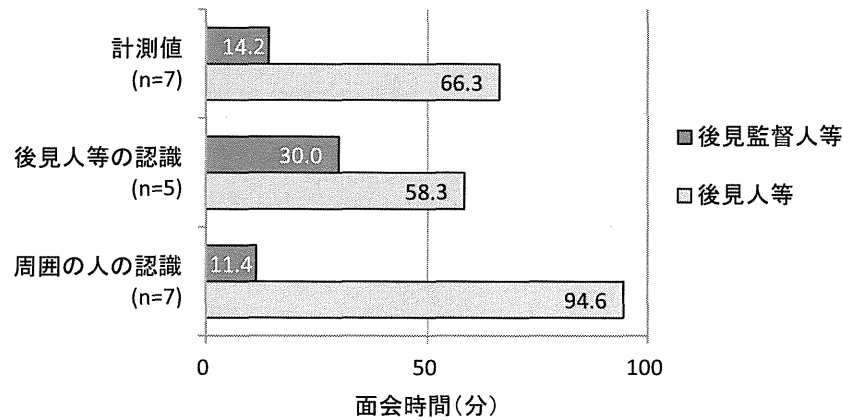
なおここでも、参考に、実際に後見監督人等が面会した回数を、より客観的に計測した値（計測値）も示しておく。

計測値によれば、後見監督人等による1年あたりの本人との面会回数はわずか0.3回であり、ほぼゼロに近い値であった。

そこで、この点に関する後見関係者による認識を見てみると、後見人等は年1.7回、本人の周囲の人は年2回、監督人は本人に会いに来ている、という認識を持っていた。この認識は、計測値と比べるとかなり過大な認識である（周囲の人達は、監督人は実際よりも頻繁に本人に会いに来ていると錯覚をしているといえる）。とはいえ、周囲の人達は、後見人と本人の面会回数に比べれば、監督人のそれは非常に少ない（後見人の半分しか来ない）と認識しているようである。

次に、後見監督人等による本人との面会1回あたりの時間に関する認識について見てみる（図14-29）。

[図14-29] 後見監督人等の面会時間に対する認識



まず計測値を見てみると、監督人による面会時間は、1回あたりおよそ14分であった。

次に、後見関係者の認識を見てみると、本人の周囲の人の認識（監督人の面会時間は約11分）は計測値とほぼ合致しているが、他方、後見人等の認識（同、30分）は計測値と比べると過大であった。

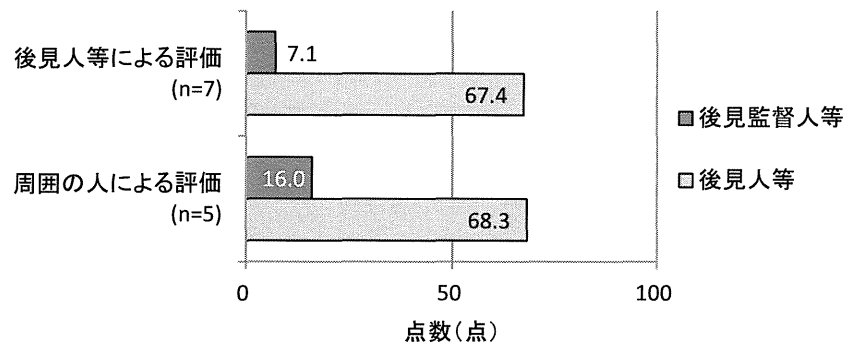
これらを、後見人等の面会時間に対する認識と併せて見てみると、特に周囲の人において、監督人への評価が（後見人と比べて）非常に低いものとなっていた（後見人は面会1回あたり本人と95分会うが、監督人は11分しか会わない、という評価）。

#### 14.3.2. 後見監督業務についての評価

次に、後見監督人等による後見監督業務についての評価を見てみる。

まず、後見監督人等による本人とのコミュニケーションに対する、後見関係者からの評価である。この点につき、後見人等においては、わずか7点という非常に低い評価であった（図14-30）。これは、後見人自身による自己評価が67点であるのと比較しても、極めて低い評価となっている。

[図14-30] 本人とのコミュニケーションに対する評価

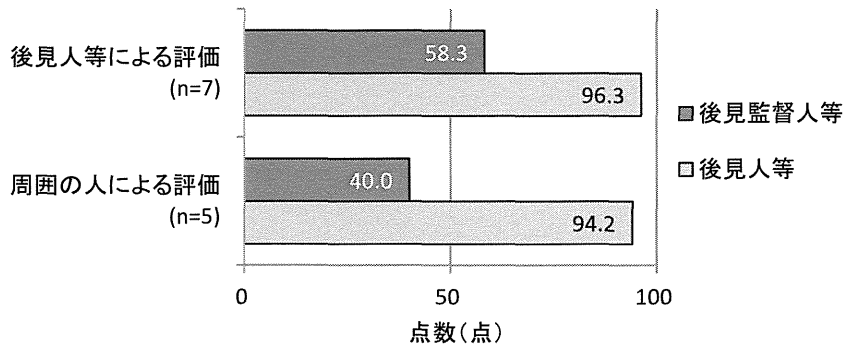


また、本人の周囲の人も16点という相当低い評価であり、後見人等に対する評価（68点）に比べてはるかに低くなっている。

以上のことより、監督人は、本人との面会の回数も時間も少ない、という印象を周囲の人等から持たれており（実際に極めて少ない）、これが、監督人への極めて低い評価につながっていると考えられる。

続いて、後見監督人等による後見監督業務の適切性に対する評価について見てみる（図 14-31）。まず、後見人等による評価を見てみると、監督業務に対する評価は 58 点であった。後見業務についての自己評価が 96 点であるのに比べると、相対的に低い評価であった。

[図14-31] 監督業務の適切性に対する評価



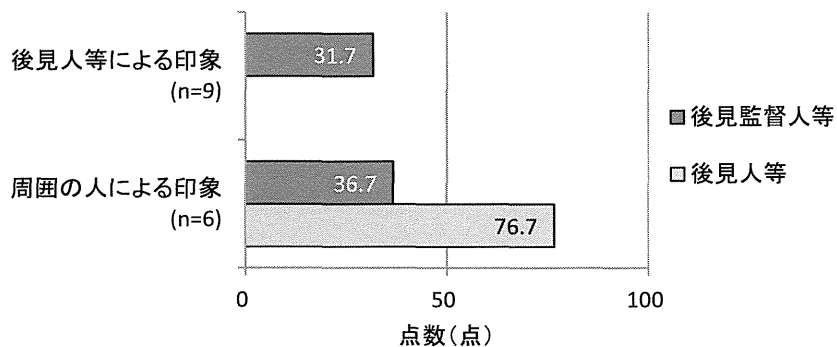
また、本人の周囲の人による評価も、40 点とかなり低いものであった（他方、後見人への評価は 94 点）。

このように、後見監督業務は、監督人の最大かつほぼ唯一の業務であるにもかかわらず、その評価は決して高くはなかった。

### 14.3.3. 総合的評価

次に、後見監督人等に対する印象について見てみる（図 14-32）。

[図14-32] 後見監督人等に対する印象



すると、後見人等は、後見監督人等に対して 32 点という低い評価であった。また、本人の周囲の人の評価も 37 点という低さであった（他方、後見人等への評価は 78 点）。

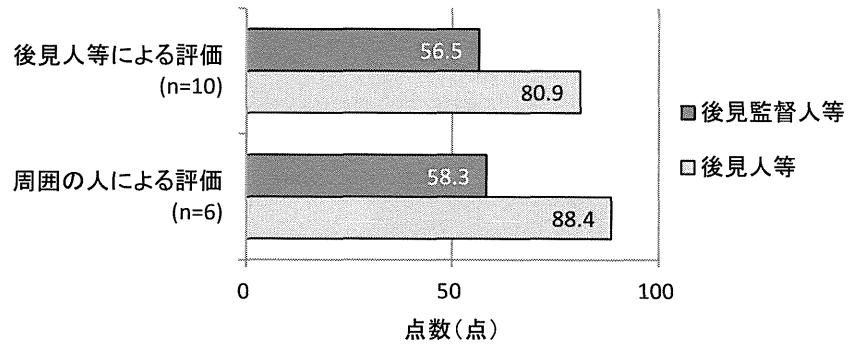
このように、周囲の人等は、監督人に対して良い印象をあまり持っていなかった

最後に、後見監督人等に対する、総合的評価について見てみる（図 14-33）。

すると、後見人等は、平均 57 点の評価であり、また、本人の周囲の人は 58 点の評価であった（後見人に対する評価は 88 点）。



[図14-33] 後見監督人等に対する総合的評価



以上をまとめると次のようになる。

すなわち、後見監督人等は、その業務内容に関して、後見人等と比べると、後見関係者からの評価は総じてかなり低いということである。

## 15. 諸外国における公的後見機関に関する事例検討 (オーストラリア・タスマニア州とカナダ・ブリティッシュコロンビア州を例として)

ここまで、日本における後見実務の現状について、さまざまな側面から検討を行ってきた。これを受けて第6章では、比較研究として、海外における後見の事例を概観することにより、今後の日本の後見のあり方を考えていくための資料としたい。

### 15.1. はじめに

近年、急速な高齢化の進展を背景に、わが国においても成年後見の利用が進んでいる。これに対応するべく、2013年4月からは家事事件手続法が施行されるとともに、家庭裁判所の裁判官が増員されることになった。しかし、今後予想される利用者の一層の拡大は、これらの対応を踏まえてもなお、裁判所が保有する限られた資源のもとでの制度運用と監督水準の維持を困難なものとする可能性が十分に予見される。

他方、国外に目を転じてみた場合、成年後見に関する事務を所管しているのは必ずしも裁判所に限定されたものではなく、司法省(法務省)のもとに設置された行政機関がこれを担っている場合が少なくないことに気づく<sup>9</sup>。本章では、日本の後見制度と後見実務の今後の方向性を検討する上での基礎的な資料として、海外において行政機関が成年後見制度に関する事務を所掌している事例、具体的にはオーストラリア・タスマニア州とカナダ・ブリティッシュコロンビア州の公的後見機関について概観したい<sup>10</sup>。

なお、ここで対象とする機関およびその事務については、便宜上法定後見に関するものに限定することにする。

### 15.2. オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関

#### 15.2.1. 後見管理委員会 (The Guardianship and Administration Board)

##### 15.2.1.1. 概要

オーストラリア・タスマニア州における成年後見は、州の法制上、後見管理委員会 (The Guardianship and Administration Board = GAB)<sup>11</sup> のもとで運用されている。この GAB は、州の司法

---

<sup>9</sup> 成年後見制度がもつ行政的側面に関する指摘としては、田山 [2012] などがある。田山は、成年後見が地域生活におけるセーフティネットの役割を果たしていることを踏まえ、今後の方向性としては基礎的自治体による成年後見の運用が望ましいとしている。田山輝明「成年後見制度の運用サポート体制—成年後見制度の司法的要素と行政的要素」新井監『成年後見法における自立と保護』日本評論社、2012、141-144 頁

<sup>10</sup> 本章における検討は、主にインターネットを中心とした資料の収集と関係者による資料提供に基づいて行っている。わが国においては、裁判所が公開している成年後見に関する資料等は極めて限定的なものにとどまっているが、後述するように、本章の検討対象については行政機関であるがために積極的な情報公開・情報発信がなされていた。

省 (Department of justice) の管轄下にある審判所 (tribunal) の一部門<sup>12</sup> にあたり、1963 年精神保健法により創設された後見委員会 (the Guardianship Board)<sup>13</sup> が改組される形で設置された行政機関である。タスマニア州においては、この後見管理委員会が司法省のもと、判断能力の不十分な人々に対して身上監護と財産管理の面における代理人の選任を行う。具体的な任務は、後見人の選定にかかわる一連のプロセス—申請の受付、調査、審理、後見命令にくわえて、後見人の業務に関する評価—報告書の精査、苦情、不服申立等、命令の見直し、さらに選任された後見人に関する登記業務等をも行っている。

委員会は、任期 5 年の委員長 (President)<sup>14</sup>、副委員長 (Deputy President) と任期 3 年の委員 20 名から構成されている (2013 年 3 月 31 日現在)。委員長、副委員長、委員の各職は再選が認められており、委員長をはじめとして委員の多くが再選される形となっている<sup>15</sup>。

委員会のメンバーは、法学を中心に保健・医療、作業療法、看護学、心理学、社会福祉学、会計学、薬学等のさまざまな分野を専門とする人々によって構成される。このような多様なバックグラウンドとキャリアをもつ人物が成年後見を所管する機関の構成員とされているのは、判断能力が不十分な人々の事情を深く理解し、直面する問題を解決するためには、法律的な立場のみならず幅広い分野からのアプローチが求められるという理解に立っているためである。こうした理由もあり、委員の選任にあたっては、特に専門分野に関する技能にくわえて、コミュニケーション能力の高さ、および事案に対する分析技能が重視される。

さらに、これらの執行部門を支える組織として事務局機構が設置されており、1 名の登記係 (Registrar) と 5 名の事務職員が置かれている。事務職員のうち 2 名が委員会の調査事務を担当し、残りの 3 名が精神衛生審判所 (Mental Health Tribunal) と法医審判所 (Forensic Tribunal) に関する登録事務を担っている<sup>16</sup>。また、こうした常勤の職員とは別に非常勤 (パートタイム) の職員が数名置かれている<sup>17</sup>。

---

<sup>11</sup> Guardianship and Administration Board については、「後見執行委員会」という訳出もみられるが [新井, 2012]、ここでは「財産管理」という日本において一般的に用いられている概念に従って、「管理」という訳をあてた。その意味で、GAB が有する本来的な性格を損なうことなく訳出する場合には「身上監護と財産管理に関する委員会」とされるべきかもしれない。(新井誠監修『成年後見法における自立と保護』日本評論社, 2012, 86 頁)

<sup>12</sup> オーストラリアにおける tribunal の位置づけについては、各州の法制ごとに大きく異なっており、例えば日本においていくつかの先行研究がみられるニューサウスウェールズ州においては、tribunal は州最高裁判所 (supreme court) の管轄下にあり、財産管理と身上監護の機能別にそれぞれ「公的財産管理局」(Office of the Protective Commissioner)、「公的身上管理局」(Office of the Public Guardian) が設置されている。

<sup>13</sup> 1963 年精神保健法の制定により「精神遅滞に関する委員会」(Mental Deficiency Board) の後継組織として設置された。後見委員会 (Guardianship Board) の目的は、知的障害もしくは精神疾患に苦しむ人々のケア等に関して司法長官に答申することであった。

<sup>14</sup> なお、委員長は法律実務家から選ばれることになっている。2013 年 3 月 31 日現在の委員長は Anita Smith 氏である。

<sup>15</sup> なお、20 名からなる委員のうち、2 度以上の選出を受けているものの内訳は次の通りである。5 回再選が 1 名、4 回再選が 3 名、3 回再選が 5 名、2 回再選が 5 名となっている (2012 年 6 月 30 日現在)。

<sup>16</sup> Mental Health Tribunal と Forensic Tribunal はともに Mental Health Act 1996 をもとに設置された独立の機関であり、主に精神疾患をかかえる人々の権利の保護や法廷での能力に関する決定等を行うことから、後見管理委員会と職務上の強い関係性がある。

<sup>17</sup> 調査事務を担当する 2 名の職員に欠員が生じた場合には、直ちに公募により補充されることになるが、実質的に調査員が 1 名しか存在しなかったという状況は生じうる。

実際には、委員会メンバーによる調査事務の支援等がみられており、委員会と事務局との関係はインフォーマルな面においても密接である<sup>18</sup>。

### 15.2.1.2. 基本的役割

後見管理委員会は、主として1995年後見管理法 (Guardianship and Administration Act 1995)<sup>19</sup> によって権限が付与されている。また、これにくわえて、関連法として Part 3 of the Wills Act 2008、Part 4 of the Powers of Attorney Act 2000 and section 32 of the Mental Health Act 1996 (MHA)、the Disability Services Act 2011<sup>20</sup> がある。

1995 年後見管理法により規定される後見管理委員会の権能は、主に次の3点からなっている。まず第一に、意思決定能力の不十分な人々に対する身上監護人 (guardian) の任命である。第二に、財産の管理能力が不十分な人々に対する財産管理人 (administrator) の任命、第三に同意能力がない人々に対して医療同意を代行すること (consent to medical treatment、医療同意代行) である。これらの各権能について重要なのは、すべての案件に対して任命のみならず、委員会による監督が備えられている点である。委員会は、定期的なモニタリングを行う調査 (review) 権限を有しており、毎年後見人は報告書 (annual report) を提出するよう求められる<sup>21</sup>。

[表15-1] オーストラリア・タスマニア州における後見類型

	機能	
法定後見	身上監護	Guardianship
	財産管理	Administration
任意後見	身上監護	Enduring Guardianship
	財産管理	Enduring Power of Attorney

また、後見管理委員会の役割は、このような法定後見に関する基本的な任命と監督ばかりではない。これらの機能にくわえて、身上監護、財産管理についての任意後見 (身上監護についての任意後見: Enduring Guardianship、財産管理についての任意後見:

Enduring Power of Attorney) を含めた形での広義の任意後見人に対するアドバイスや指導を与えることもその職務としている (表 15-1)。

さらに、実施されている後見事案に関する苦情や不服申し立てがなされた場合には、必要に応じて、命令の変更や解任を含めた後見人の選任に関する見直し等が行われることになっている。本人らによる後見人に対する不服申し立てを認めることにより、後見人による業務の適確さを監督するという制度設計は、オーストラリアにおける成年後見法の主要な原則が、障がい者本人への配慮と最善の利益の追求、そして行動の自由に対する最少の制約といった基本的人権的観点に求められているためである<sup>22</sup>。そのため、本人に残存能力が認められる限り、審理において必要となる情報の収集にあたっては本人からの聞き取りによる意向の確認が何より重要視されており、これが委員会の判断に強く影

<sup>18</sup> こうした小規模の事務局構成にもかかわらず多数の事案への応答が常に求められるため、超過勤務等が発生しやすい環境にあるようである。

<sup>19</sup> 正式名称は、An Act to enable persons with a disability to be represented by a guardian or administrator and to provide for medical and dental treatment for persons with a disability(障がい者に対する身上監護人と財産管理人による代理および医療・歯科治療の提供に関する法律) である。

<sup>20</sup> the Disability Services Act 2011 は、障がい者を有する人々に対する限定的介入 (restrictive intervention) の妥当性の評価・承認を後見管理委員会に認めている。

<sup>21</sup> 後見制度の利用に必要な書類 (申請書、報告書等) はすべて公開されており、後見管理委員会の WEB サイト (<http://www.guardianship.tas.gov.au/home>) 上から入手が可能である。